

福島市地区集会所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 7 号

福島市地区集会所条例の一部を改正する条例

福島市地区集会所条例（平成9年条例第34号）の一部を次のように改正する。
第2条の表福島市下釜団地第1集会所及び福島市下釜団地第2集会所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。